

令和2年10月1日
大阪府総務部契約局

委託役務業務の入札参加資格に係る書類の提出方法について（お知らせ）

大阪府の委託役務業務に係る電子入札の一部案件について、入札参加資格に係る書類の提出方法を下記のとおり変更しますのでお知らせいたします。

記

1 対象とする案件

都市整備部及び大阪港湾局が業務所管所属として発注する電子入札案件（※）

（※）ただし、総合評価一般競争入札等は除きます。

2 書類の提出方法（変更内容）

対象となる案件について、開札後、契約局から落札候補者である旨の連絡を受けた入札参加者のみが指定された期日までに提出することとなります。

※詳細は別紙参照

3 適用日

令和2年10月6日以降の公告案件より実施

問い合わせ先

総務部契約局 総務委託物品課 委託役務グループ
TEL06-6941-0351（内線5345）

(別紙)

書類の提出方法について (比較)

	現行及び対象とならない案件	対象案件 (令和2年10月6日以降)
提出義務者	全ての入札参加者	落札候補者のみ (落札候補者は契約局から連絡)
提出期日	開札日 (配達日指定)	落札候補者である旨の連絡を受けた日の翌々日 (持参の場合は午後5時) までに必着
提出方法	郵送のみ (配達日指定: 開札日)	郵送 (配達日指定: 指定期日) 又は持参

落札候補者のみ入札参加資格に係る書類の提出を求める案件については、電子入札公告の1ページ目に以下のように注意喚起文を記載しますので、ご確認ください。

令和2年10月6日より、都市整備部が業務所管 (発注) する電子入札案件については、一部の案件を除き、入札参加資格に係る書類の提出方法が変更になりました。本案件は変更の対象案件です。「6 提出書類について (3)」をご確認ください。

令和2年10月6日より、大阪港湾局が業務所管 (発注) する電子入札案件については、一部の案件を除き、入札参加資格に係る書類の提出方法が変更になりました。本案件は変更の対象案件です。「6 提出書類について (3)」をご確認ください。